

「介護サービス情報の公表」

福祉サービス第三者評価

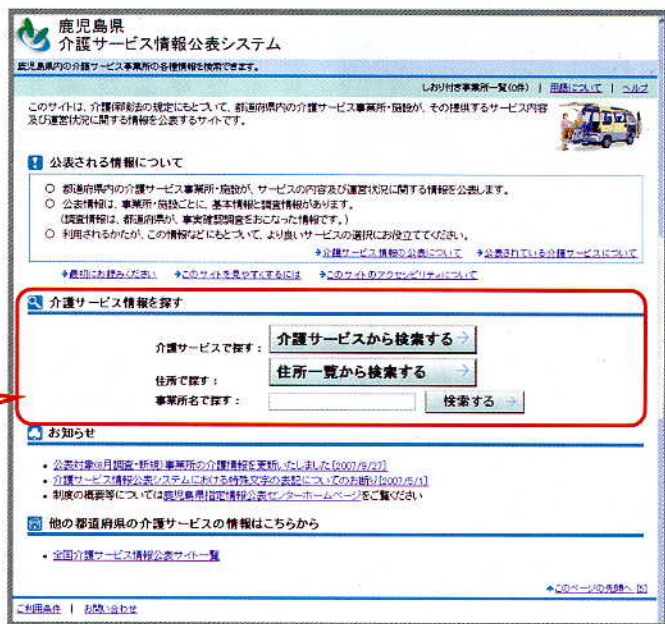
# よりよいサービスの選択に サービスの質の向上に 制度をご活用ください！



「**介護サービス情報の公表**」平成18年度から介護保険法の改正によりスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して、より適切に選ぶための情報をインターネット等で提供する仕組みです。現在、介護保険サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の介護情報が公表されており、また今年度から訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設が追加され、鹿児島県では、約2,000件の介護事業所が公表の対象となります。

また、この制度は利用者にとって介護サービスを選択する際の検討材料になるだけでなく、事業者にとっても、自らの取り組みを周知できるとともに他の事業者とも比較できることで、サービスの質の向上につながることも期待されています。

- ①介護サービスの種類
- ②所在地（市町村）
- ③事業所名、法人名等から情報を検索できます

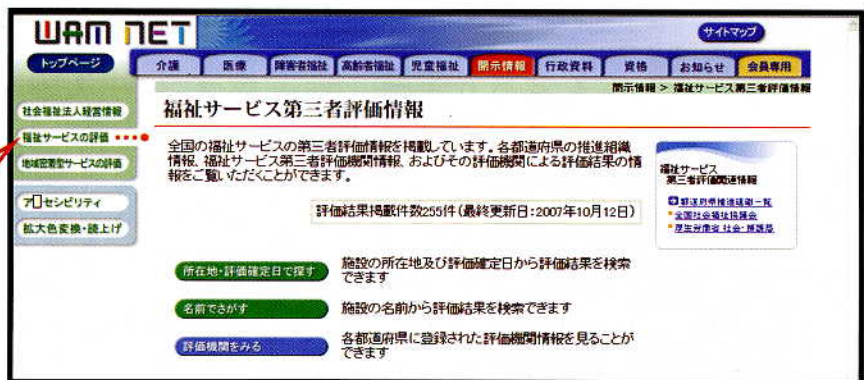


★制度に関する詳細は、県指定情報公表センターのホームページをご参照ください  
<http://www.kaken-shakyo.jp/kohyo/>

**福祉サービス第三者評価** 福祉サービスの第三者評価事業は、社会福祉法に定められた「福祉サービスの質の向上」を図るため、事業者が客観的・専門的な評価を受けることで提供するサービス内容を見直し、自らの改善に取り組む仕組みとして、全国的に進められている事業です。鹿児島県では平成18年度より本格的に施行されました。評価結果は事業者の同意を得て、WAM NET (<http://www.wam.go.jp/>) 上で公表されています。

★制度に関する詳細は、鹿児島県のホームページをご参照ください  
<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/hyoka/index.html>

WAM NET トップ画面より「開示情報」→「福祉サービスの評価」から公表されている評価情報を閲覧できます



◆制度に関するお問い合わせ先◆

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 利用支援センター ☎099-257-5700 ☎099-257-5707